

**宮城県・仙台市独自の  
「緊急事態宣言」発令に伴う日建連東北支部の事務局体制に関するお知らせ**

2021年3月22日  
一般社団法人日本建設業連合会東北支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、宮城県・仙台市が18日に「緊急事態宣言」を発令しました。

このため、東北支部は以下の体制を構築して、事業活動を継続することといたしますので、お知らせいたします。

**1. 事業継続体制**

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(8:30～17:00)に原則として職員3名が事業継続要員として事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施する。
- 2) 本事業継続体制は、緊急事態宣言終了まで(現時点では4月11日まで)継続する。
- 3) 事業継続要員以外の職員については、原則、テレワークとする。

**2. その他**

- 1) 事業継続体制を構築している間は、事業継続要員が電話、FAXに対応いたします。また、テレワーク中の職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆さまで、職員個々と直接連絡を取られる場合は、MAILでの連絡をお願いいたします。

**【連絡先:支部事務局】**

電話番号 (022-221-7810)      FAX 番号(022-265-9465)

以上